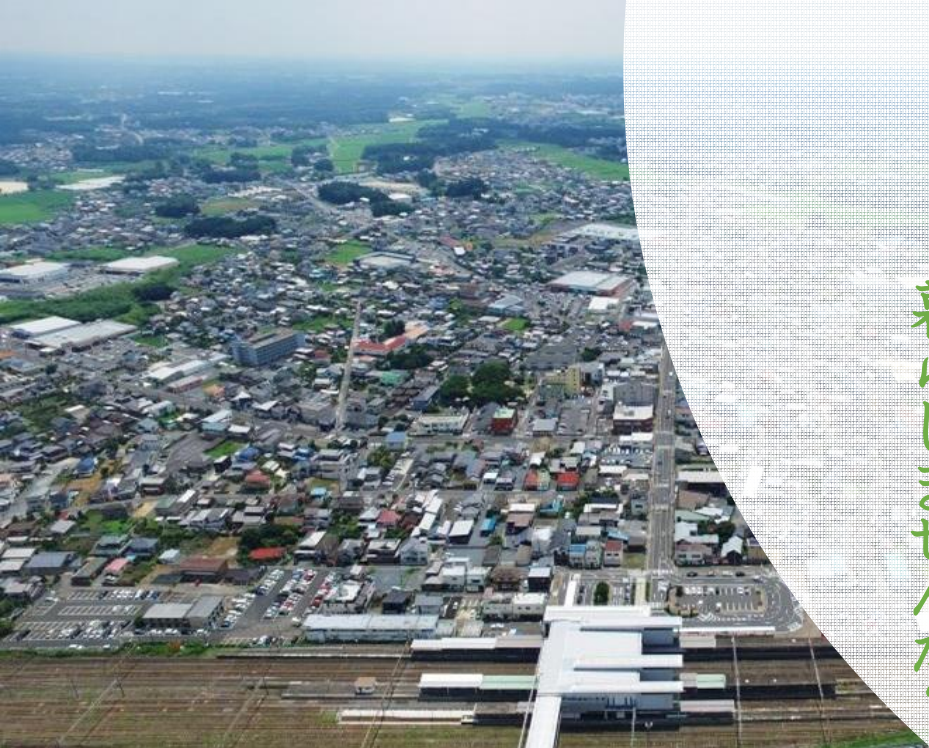


歴史と文化の薫るまち

茨城県笠間市で

暮らしませんか？



# 笠間市空家・空地バンク制度

移住・定住・二地域居住される方を支援しています。  
良好な住環境の確保、定住・定期的な滞在の促進、  
生活環境の保全のため、空家・空地の情報を提供する制度です。



空家・空地個人所有者

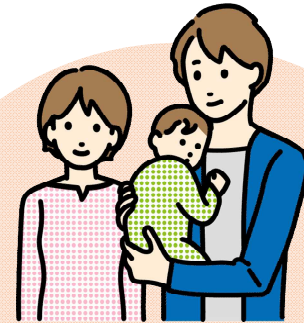
笠間市に所有する空家・空地を売却または賃貸したい方

- 【登録できない空家・空地】
- ・賃貸や分譲を目的に建築した空家
- ・管理不全状態な空家及び空地
- ・分譲目的の空地
- ・宅地以外の空地



当事者間での物件の売買・賃貸借に関する交渉契約等の仲介

宅地建物取引業者等



空家・空地利用希望者

笠間市に定住または定期的な滞在を目的として、空家・空地バンク制度に登録された空家・空地の利用を希望する方

依頼

笠間市

物件登録申込み

利用登録申込み

連絡調整

連絡調整



- 調査
- 物件登録
- 情報公開
- 利用希望者登録
- 連絡・調整

物件情報は、笠間市公式ホームページのほか、全国版空家バンクサイトに掲載

# お使いいただける主な補助制度



## 家財道具等処分補助

【対象者】登録物件の個人所有者

【補助金】処分費用の1/2以内（10万円を限度）

居住誘導区域・準居住誘導区域内 処分費用の1/2以内（20万円を限度）

※市一般廃棄物許可業者等へ委託する場合に限る

## 購入補助

【対象者】登録物件を取得する入居者

【補助金】購入費の3%以内（30万円を限度）

居住誘導区域・準居住誘導区域内  
購入費の3%以内（50万円を限度）

※物件に5年以上居住すること

## 賃貸補助

【対象者】登録物件を賃借する入居者  
（新規転入者のみ）

【補助金】家賃2ヶ月分相当額（10万円を限度）

居住誘導区域・準居住誘導区域内  
家賃4ヶ月分相当額（20万円を限度）

※物件に5年以上居住すること

## 既存住宅状況調査補助

【対象者】対象住宅の所有者・購入者  
空家・空家バンク制度利用登録者

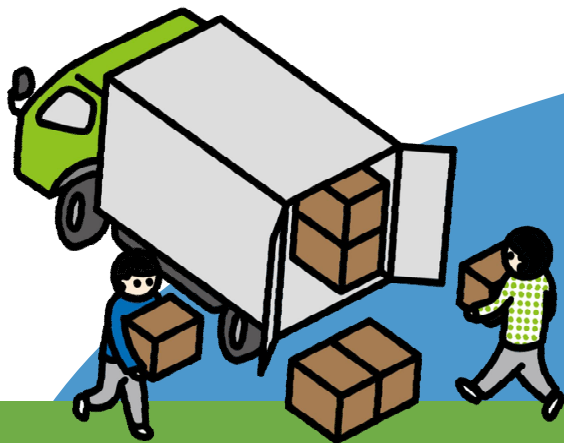
【補助金】状況調査費用の1/2以内  
（2万5千円を限度）

## 修繕補助

【対象者】登録物件の個人所有者  
物件への入居者

【補助金】修繕費用の1/2以内（50万円を限度）

※登録物件の住所に住民登録をすること（入居者のみ）  
※物件を10年以上活用すること



## 申請方法

所定の申請書を企業誘致・移住推進課へご提出ください。  
\* 窓口に設置のほか、笠間市HPからもダウンロードできます。

## 契約方法

物件の売買・賃貸借に関する交渉や契約等の仲介は原則、  
宅地建物取引業者等に依頼するため、市は関与しませんので、  
あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：笠間市役所 企業誘致・移住推進課 移住推進G

TEL：0296-77-1101

Email：akiya@city.kasama.lg.jp

FAX：0296-77-1324